

議事 4 岐阜交通東部株式会社への

「ふれあいタクシー」事業継承について

分社後の新会社（岐阜交通東部株式会社）へのふれあいタクシー運行事業の事業継承を承認する。

【承認の理由】

- ・現在のふれあいタクシー運行に関する協定内で3年間の期間を示しており、その期間中は岐阜交通株式会社が運行の権利を有しているため。
- ・分社化後も同等の業務体制が確立でき、事業実施に支障がないと見込まれるため。

【事業継承の手続き】

岐阜交通株式会社、岐阜交通東部株式会社より連名で事業継承の申請を提出いただき、『「各務原ふれあいタクシー」運行に関する協定書』（平成27年3月31日締結）及び『平成28年度「各務原ふれあいタクシー」運行に関する協議書』（平成28年4月1日）を岐阜交通東部株式会社に継承する。

継承により、3年間の協定期間の残期間（平成30年9月30日まで）を岐阜交通東部株式会社に運行いただき、平成30年10月1日以降の運行について、あらためてプロポーザル等にて協定締結先を決定する。